

<u>岩手県知事、</u>	<u>宮城県知事、</u>	<u>福島県知事、</u>	<u>茨城県知事、</u>
<u>栃木県知事、</u>	<u>群馬県知事、</u>	<u>埼玉県知事、</u>	<u>千葉県知事、</u>
<u>東京都知事、</u>	<u>神奈川県知事、</u>	<u>新潟県知事、</u>	<u>山梨県知事、</u>
<u>長野県知事、</u>	<u>静岡県知事、</u>	<u>愛知県知事、</u>	<u>広島県知事</u>
<u>仙台市長、</u>	<u>さいたま市長、</u>	<u>千葉市長、</u>	<u>横浜市長、</u>
<u>川崎市長、</u>	<u>相模原市長、</u>	<u>新潟市長、</u>	<u>静岡市長、</u>
<u>浜松市長、</u>	<u>名古屋市長、</u>	<u>広島市長</u>	
<u>盛岡市長、</u>	<u>福島市長、</u>	<u>郡山市長、</u>	<u>いわき市長、</u>
<u>宇都宮市長、</u>	<u>高崎市長、</u>	<u>前橋市長、</u>	<u>川越市長、</u>
<u>川口市長、</u>	<u>越谷市長、</u>	<u>船橋市長、</u>	<u>柏市長、</u>
<u>八王子市長、</u>	<u>横須賀市長、</u>	<u>甲府市長、</u>	<u>長野市長、</u>
<u>豊橋市長、</u>	<u>岡崎市長、</u>	<u>豊田市長、</u>	<u>呉市長、</u>
<u>福山市長</u>			

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号に係る社会福祉施設等災害
復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和元年台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和元年 10 月 11 日から適用することとしたので、各都県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市区町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

なお、令和元年に発生した災害のうち本要綱の交付の対象とならない災害復旧事業については、平成 22 年 3 月 15 日厚生労働省発社援 0315 第 9 号当職通知「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととする。

また、昭和 37 年法律第 150 号「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 3 条第 5 号から第 9 号に掲げる事業ごとの施設であって、地方公共団体が設置する施設にあつては同法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により特別財政援助額、又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては同法第 4 条第 5 項により特別交付額が交付される災害復旧事業については、本要綱を適用せず、交付要綱及び別途通知する特別の財政援助に係る社会福祉施設等災害復旧費交付要綱により行うこととする。

別 紙

令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等 災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)

1 令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係るにより被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

(定 義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	

② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」という。） ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。） イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（アイヌ集落内に設置された建物）及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館	社会事業授産施設 地域福祉センター 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター へき地保健福祉館	地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）	
③ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条及び第40条に基づき厚生労	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	

働大臣の指定を受け ることのできる養成 施設			
④ 障害者総合支援法 第5条第1項に規定 する障害福祉サー ビス事業（同条第6 項に規定する療養 介護、同条第7項 に規定する生活 介護、同条第12 項に規定する自 立訓練、同条第 13項に規定する 就労移行支援及 び同条第14項 に規定する就 労継続支援に限 る。）を行う施設 （以下「障害福祉 サービス事業所」 という。）並び に同条第11項 に規定する障 害者支援施設	障害福祉サー ビス事業所（療 養介護事業、生 活介護事業、自 立訓練事業、就 労移行支援事業 、及び就労継続 支援事業を行う ものに限る。） 障害者支援施設		
⑤ 障害者総合支援法 第5条第2項に規定 する居宅介護、同 条第3項に規定 する重度訪問 介護、同条第4 項に規定する 同行援護、同 条第5項に規定 する行動援護 （以下「居宅 介護」という。 ）、同条第8 項に規定する 短期入所、同 条第15項に規定 する就労定着 支援、同条第16 項に規定する 自立生活援助 、同条第17項 に規定する共同 生活	居宅介護事業 所 重度訪問介護 事業所 同行援護事業 所 行動援護事業 所 （以下「居宅 介護事業所」と いう。） 短期入所事業 所 就労定着支援 事業所 自立生活援助 事業所 共同生活援助 事業所		

援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	相談支援事業所		
⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）	身体障害者社会参加支援施設 盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
⑦ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター		
⑧ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム		
⑨ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デ	児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達

イサービス）を行う事業者、第7条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター		支援センター
⑩ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設	

施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉		養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター
		老人福祉センター	
		老人介護支援センター	
	認知症高齢者グループホーム		
	在宅複合型施設		
	生活支援ハウス		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	訪問看護ステーション		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	夜間対応型訪問介護ステーション		

法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）	介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
② 上記以外の施設であって、当該施設に	その他施設		

ついて国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの			
--	--	--	--

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」という。）	婦人相談所 一時保護施設 婦人保護施設		
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所（児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）を含む。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援セ	第一種助産施設 第二種助産施設

施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園(以下「幼稚園型認定こども園という。')において保育を実施する部分(以下「保育所機能部分」という。)、子	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分(幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。)に限る。) 特例保育施設 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設	ンター		
--	--	-----	--	--

ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設等」という。）			
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	
④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子健康包括支援	母子健康包括支援センター		

センター（旧母子保健法第22条第1項に基づく母子健康センターとして平成29年3月31日以前に設置された施設であり、かつ旧同法22条第2項に規定していた機能を維持している施設に限る。）			
⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

（交付の対象）

- 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき告示された特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。

（1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 社会事業授産施設 等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>

イ 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地 第74号厚生省社会・援護 局長通知「地域福祉センタ ーの設置運営について」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又 は中核市	<u>2/3</u>
エ 生活館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又 は中核市	<u>2/3</u>
オ 生活困窮者・ホームレ ス自立支援センター	平成30年7月31日厚 生労働省・国土交通省告 示第2号ホームレスの自 立の支援等に関する基本 方針	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
カ ヘき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省 事務次官通知「へき地保健 福祉館の設置及び運営につ いて」	指定都市又 は中核市	<u>2/3</u>
(2) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士 法第7条又は第40条	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
(3) 障害者支援施設等			
ア 障害福祉サービス事業 所 <u>(療養介護事業所に 限る。)</u>	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
イ 居宅介護事業所、短期 入所事業所、就労定着	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2号並	都道府県又 は指定都市	<u>2/3</u>

支援事業所、自立生活 援助事業所、共同生活 援助事業所及び相談支 援事業所	びに同条第2項	若しくは 中核市	
(4) 身体障害者社会参加支 援施設等 ア 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発 第109号厚生省社会局長 通知「盲人ホームの運営に ついて」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
イ 市町村障害者生活支援 センター	平成8年5月10日社援更 第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者 生活支援事業の実施につい て」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
(5) 児童福祉施設等 ア 児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス 事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第 1項	都道府県又 は指定都 市、中核市 若しくは児 童相談所設 置市	<u>2/3</u>
イ 心身障害児総合通園セ ンター	児童福祉法第35条第2項 又は第3項及び昭和54年 7月11日児発第514号 厚生省児童家庭局長通知 「心身障害児総合通園セン ターの設置について」	都道府県又 は指定都 市、中核市 若しくはお おむね人口 20万人以 上の市	<u>2/3</u>
(6) 居宅訪問型児童発達支 援事業所、保育所等訪問 支援事業所及び障害児相 談支援事業所	児童福祉法第34条の3第 1項	都道府県又 は指定都 市、中核市 若しくは児 童相談所設 置市	<u>2/3</u>

(7) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>1/2</u> から <u>2/3</u> まで
-----------	-----------------	-------------------	-----------------------------

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等			
ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
ウ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
エ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
オ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
カ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又	<u>2/3</u>

		は指定都市 若しくは 中核市	
キ 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>1/2</u>
ク 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>1/2</u>
ケ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>1/2</u>
コ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>1/2</u>
サ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
シ 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ス 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市 若しくは 中核市	<u>2/3</u>
セ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	<u>2/3</u>

	施について」		
リ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	介護保険法第94条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
タ 介護医療院 (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	介護保険法第107条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
チ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>1/2</u>
ツ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
テ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ト 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ナ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ニ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ヌ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める	都道府県又	<u>1/2</u> から <u>2/3</u>

	基準等	は指定都市 若しくは 中核市	まで
--	-----	----------------------	----

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 婦人保護施設等 婦人相談所及び一時保護施設	売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項	都道府県又は指定都市	<u>2/3</u>
(2) 助産施設等 ア 児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市 若しくは児童相談所設置市	<u>2/3</u>
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市	<u>1/2</u>
ウ 児童相談所及び一時保護施設	児童福祉法第12条又は第12条の4	都道府県又は指定都市 若しくは児童相談所設置市	<u>2/3</u>
エ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市 若しくは児童相談所設置市	<u>2/3</u>
オ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市 若しくは児	<u>2/3</u>

		童相談所設置市	
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
キ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	<u>2/3</u>
ク 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
ケ 幼稚園型認定こども園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>2/3</u>
コ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
サ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
シ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市	<u>2/3</u>
(3) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>1/2</u>
(4) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福	都道府県又	<u>1/2</u>

	祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	は指定都市若しくは中核市	
(5) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>1/2</u> から <u>2/3</u> まで

- 4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により特定地方公共団体である③欄に定める市町村が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設の災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5/6</u>	<u>7/10</u>
(2) 社会事業授産施設等	社会福祉法第2条第2項第7号	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>
ア 社会事業授産施設		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>

イ 地域福祉 センター (A型、 B型)	平成6年6月 23日社援地 第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
			予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
エ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
オ 生活困窮 者・ホーム レス自立支援 センター	平成30年 7月31日 厚生労働省 ・国土交通 省告示第2 号ホームレ スの自立の 支援等に関 する基本方 針	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

カ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
(4) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u> <u>(療養介護事業所に限る。)</u>	<u>4 / 5</u> <u>(療養介護事業所に限る。)</u>
		(イ) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。 以下「社会福祉法人」	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

		等」という。)				
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
(5) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
イ 身体障害者福祉センター(中分類)	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第3項	(7) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(4) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。） (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>
(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設（中分類）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	<u>5 / 6</u>	<u>7 / 10</u>
イ 児童発達支援センター（中分類）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	<u>5 / 6</u>	<u>7 / 10</u>

ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	<u>5/6</u> <u>5/6</u>	<u>4/5</u> <u>4/5</u>
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	<u>5/6</u> <u>5/6</u>	<u>4/5</u> <u>4/5</u>
(8) その他施設		(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで <u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで	<u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで <u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等						

ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等（法人の種別は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。） (ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人 (ただし、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項	社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>7 / 10</u>
エ 軽費老人ホーム (A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
オ 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

		人	法第 2 4 条第 2 項	県又は 指定都 市若し くは中 核市		
カ 軽費老人 ホーム（ケ アハウス）	老人福祉法 第 1 5 条第 5 項	(7) 市町村	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
キ 都市型軽 費老人ホー ム	老人福祉法 第 1 5 条第 5 項	(7) 市町村	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第 2 4 条第 2 項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

㌾ 老人福祉 センター (A型)	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
㌿ 老人福祉 センター (特A型)	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
㍀ 老人福祉 センター (B型)	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
㍑ 老人福祉 施設付設作 業所	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>

シ 在宅介護 支援センタ ー	老人福祉法 第15条第 2項	(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>
		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(エ) その他厚生 労働大臣が認 めた者	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法 第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県又は 指定都 市若し くは中	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

		(ウ) 民間法人	予算措置	核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
セ 在宅複合 型施設	平成6年9 月14日老 計第120 号厚生省老 人保健福祉 局長通知 「在宅複合 型施設の整 備について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
リ 生活支援 ハウス	平成12年 9月27日 老発第65 5号厚生省 老人保健福 祉局長通知 「高齢者生 活福祉セン ター運営事 業の実施に ついて」	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(エ) その他厚生 労働大臣が認 めた者	予算措置	都道府 県又は 指定都	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

タ 介護老人 保 健 施 設 (併設され る通所リハ ビリテーシ ョン事業部 分を含む)	介護保険法 第94条第1 項 (介護保 険法第41条 第1項、及 び同法第72 条第1項)	(ア) 市町村	予算措置	市若し くは中 核市 都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(エ) その他厚生 労働大臣が認 めた者	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
チ 介護医療 員 (併設さ れる通所リ ハビリテー ション事業 所部分を含 む)	介護保険法 第107条第 1項 (介護 保険法第41 条第1項及 び同法第72 条第1項)	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

				県又は 指定都 市若し くは中 核市		
		(エ) その他厚生 労働大臣が認 めた者	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ツ 訪問看護 ステーション	介護保険法 第70条第1 項	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	—	1 / 2
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	—	1 / 2
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	—	1 / 2
		(エ) 非営利法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	—	1 / 2
テ 小規模多 機能型居宅 介護事業所	老人福祉法 第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

ト 夜間対応 型訪問介護 ステーション	老人福祉法 第14条	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ナ 介護予防 拠点	平成18年 5月29日 老発第05 29001 号厚生労働 省老健局長 通知「地域 介護・福祉	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

ニ 地域包括 支援センタ ー	空間整備等 交付金及び 地域介護・ 福祉空間推 進交付金の 実施につい て」	(ウ) 民間法人	予算措置	核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
	介護保険法 第115条 の46第2 項又は第3 項	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ヌ 定期巡回 ・随時対応 型訪問介護 看護事業所	介護保険法 第8条第1 5項	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	(ア) 市町村	予算措置	核市 都道府県	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村	予算措置等	都道府県	<u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで	<u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで	<u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで

ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	売春防止法第39条	都道府県	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>
(2) 助産施設等						

ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 中核市（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）又は市町村（指定都市又は中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。ただし、本表（2）のアの（ア）、イの（ア）、カの（ア）及びクの（ア）については児童相談所設置市を除く。）	予算措置	都道府県	<u>5／6</u> <u>（児童家庭支援センターに限る。）</u>	<u>4／5</u> <u>（児童家庭支援センターに限る。）</u>
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市（助産施設及び母子生活支援施設に限る。）若しくは児童相談所設置市	<u>5／6</u>	<u>7／10</u>
イ 保育所	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	予算措置	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	<u>5／6</u>	<u>7／10</u>
ウ 幼保連	認定こども	認定こども園法	予算措置	都道府県	<u>5／6</u>	<u>7／10</u>

携型認定 こども園	園法第12条	第17条第1項 に基づき認可を 受けた者		又は指定 都市若し くは中核 市		
エ 児童厚 生施設	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財 団法人	予算措置	都道府県	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>
			児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>
オ 職員養 成施設	児童福祉法 第35条第 10項	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
カ 児童自 立生活援 助事業所	児童福祉法 第6条の3 第1項	(7) 中核市又は 市町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
			予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
キ 地域子 育て支援 拠点事業 所	児童福祉法 第34条の 11第1項	(7) 市町村 (イ) 児童福祉法 第34条の1 1第1項に基 づき地域子育 て支援拠点事 業を実施する 法人（社会福 祉法人等）	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
			予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ク 小規模	児童福祉法	(7) 中核市又は	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>

住居型児童養育事業所	第6条の3 第8項	市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
ケ 小規模 保育事業 所、事業 所内保育 事業所	児童福祉法 第 34条の1 5第1項又 は第2項	(ア) 市町村 (イ) 児童福祉法 第34条の1 5第2項に基 づき認可を受 けた者	予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
コ 幼稚園 型認定こ ども園	学校教育法 第2条（認 定こども園 法第3条第 1項の認定 を受けたも のに限 る。）	(ア) 市町村 (イ) 認定こども 園法第3条第 1項に基づき 認定を受けた 者（指定都 市、中核市及 び市町村を除 く。）	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>
サ 特例保 育施設	子ども・子 育て支援法 第30条第 1項第4号	市町村	予算措置	都道府県	<u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u>
シ 利用者 支援事業 所	子ども・子 育て支援法 第59条第 1号	(ア) 市町村 (イ) 子ども・子 育て支援法第 59条第1号 に基づく利用	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>

		者支援事業を実施する法人 (社会福祉法人等)		市		
ス 子育て 支援のための拠点 施設	平成 11 年 1 月 7 日児 発第 14 号 厚生省児童 家庭局長通 知「子育て 支援のため の拠点施設 の設置につ いて」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財 団法人（放課 後児童クラブ に限る。）	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>5 / 6</u> <u>5 / 6</u>	<u>4 / 5</u> <u>4 / 5</u>
(3) 母子・ 父子福祉 センター	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38 条及び 平成 26 年 9 月 30 日 厚生労働省 発発雇児 0 9 30 第 4 号厚生労働 事務次官通 知「母子・ 父子福祉施 設の設備及 び運営につ いて」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>3 / 4</u> <u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u> <u>2 / 3</u>
(4) 母子・ 父子休養 ホーム	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38 条及び 平成 26 年	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し	<u>3 / 4</u> <u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u> <u>2 / 3</u>

	9月30日 厚生労働省 発雇児09 30第4号 厚生労働事 務次官通知 「母子・父 子福祉施設 の設備及び 運営につい て」	社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人		くは中核 市		
(5) 母子健 康包括支 援センタ ー	母子保健法 第22条	指定都市又は中 核市若しくは市 町村	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
(6) その他 施設	別途厚生労 働大臣が定 める基準等	(7) 市町村 (4) その他厚生 労働大臣が認 めた者	予算措置 等 予算措置 等	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで <u>3/4</u> から <u>5/6</u> まで	<u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで <u>2/3</u> から <u>4/5</u> まで

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 交付要綱第2の6の(3)の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、本要綱を適用せず、交付要綱により行うこととする。

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都府県の区域を管轄する地方厚生局長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の設置場所の変更

(ウ) 入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募

金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- ス 都県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生局長」とあるのは「都県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。
- セ スにより付した条件に基づき都県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認又は指示を受けなければならない。
- ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(その他)

- 10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。

別表

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）